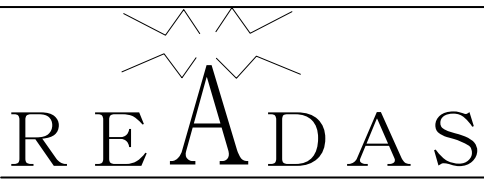


第 4417 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月 7日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 所得税の確定申告が必要な人

Q：所得税の確定申告は、どんな人がしなければならないのですか？

A：次の人は確定申告が必要です。

【解説】

所得税の確定申告をしなければならない人は、次のような人です。

① 給与所得がある人で次の人

- ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・ 給与を1箇所からもらっている人で、給与・退職所得以外の各種所得金額が20万円を超える人
- ・ 給与を2箇所以上からもらっている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・ 同族会社の役員やその親族などで、給与のほかに、貸付金の利子や店舗などの賃貸料などの支払を受けた人
- ・ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
- ・ 在日の外国公館に勤務する人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

② 公的年金等に係る雑所得のみの人

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある人（公的年金の収入金額が400万円以下の人を除きますが、還付を受けるための申告書を提出することはできます）

③ その他

各種所得金額があり所得税がかかる人

